勝手に給与を下げるな！

裁判後の報告集会では、原告を代表して三名の方が決意表明を行いました。

杉山さんも「今回、一番言いたかったことは、公務員は憲法を守る立場にあるが、労働者として文化的最低限の生活を送る権利も有している、国家権力を使って勝手に給与を下げること自体が憲法違反だ。

皆さんの証言の中で俸給の話が出ていたが、皆さんは私より五歳以上若いのに、同じような本俸だった。改めて思ったが、旧建設の給与がこれほど低いのかと驚いた（爆笑）。

これまでに八合目まで来たとのことだったが、今後もできるだけのことを精一杯頑張って行きたい。」と決意を述べました。

決意表明する杉山さん

職場での学習強化や署名行動を！

裁判闘争がいよいよ終盤を迎えるなか、改めて裁判闘争の意義と到達点を一四春闘と併せ職場での学習を強化する必要があります。

私たち国家公務員は、憲法二八条（勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。）で保障されている労働基本権が不当にも制約されており、その代償措置として、人事院勧告によって給与や労働条件などを決める仕組みになっています。仕組み自体には、ここから逸脱した形で私たちの給与を引き下げることは、違法行為です。

政府は、賃下げの継続が憲法違反になることを恐れ断念しました。この点は裁判闘争の到達点でもあります。しかし政府は人事院を使って「給与制度の総合的見直し」をはじめとする公務員制度改悪を狙っています。「給与制度の総合的見直し」が、時限的な賃下げ法に代わって恒久的な賃下げ措置として位置づけられていることは明らかです。

私たちにかけられている攻撃に対抗するため、まずは「公務員賃下げ違憲訴訟の公平な判決を求める署名」への取り組みを強化する必要があります。前述したとおり、いよいよ秋頃には判決を迎える裁判において、裁判官へ正当な判決を求めていくため、多くの署名を集結させましょう。

社保庁職員不当解雇撤回闘争 裁判に向け決起集会開催（愛知）

社会保険庁で働いてきた職員五二五人の分限免職処分に対し、全厚生組合員三九人が不当解雇撤回を求め、人事院に処分取消の公平審査請求を行ってから四年。

愛知・岐阜で行われた審査では、昨年八月に四人の内二人の男性に処分取消（解雇撤回）判定を勝ち取り一〇月に職場復帰を果たしました。一方、残る二人の女性は処分承認となったため、熟慮の末、名古屋地裁に審査取消を求め提訴しました。

三月四日には裁判に向けた決起集会が、国公の仲間や年金者組合など五〇名以上の参加で開かれ、当事者への激励とともに、裁判の勝利に向け支援者全員が決意を新たにしました。

解雇は「政治のパワハラ」

解雇撤回を求めた七一人の内、三五％にあたる二五人の分限解雇が取り消されました。これだけ取り消されたこと自体、処分のあり方がおかしいものと言わざるを得ません。しかし田村厚労相は一二月に行われた全厚生などとの交渉の席で「人事院の取消判定は重く受け止めているが、分限免職処分自体、違法性がある」と判定されたものではない。全体を見直すことにはならない。」と全く反省する態度を取っていません。

もともと〇四年に国会議員の年金未納問題が発覚し、これによって参院選を大敗した政府・自民党の報復で社保庁職員の大量処分が強行されました。自民党はこれだけで収まらず、〇八年七月に「懲戒処分歴のある職員を年金機構に採用しない」ことを閣議決定しました。このことは朝日新聞の社説でも「政治のパワハラ」と指摘しています。

四月三〇日に第一回口頭弁論

決起集会では、今回の裁判闘争が当事者だけのものではなく私たち公務員にかけられた攻撃であり、社会的な闘いとしていく必要性が確認されました。

裁判闘争は、法廷内の理論闘争と、署名活動など外での運動が両輪となり、それがかみ合った時に裁判は勝利できます。第一回口頭弁論が、名古屋地裁で四月三〇日に開かれます。皆さんの今後の支援をお願いします。

団結してガンバロー！

東海

No.3076

14.03.14

国公交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

署名に協力を！

2.20 賃下げ違憲訴訟第10回口頭弁論

裁判は八合目、ここからが正念場

二月二〇日（木）、東京地方裁判所第一〇三号法廷において「公務員賃下げ違憲訴訟」第一〇回口頭弁論が開かれました。今回は原告団を代表し一〇名の方が証人尋問に立ち、その中の一人として中技分会の杉山さんも、賃下げ法が及ぼした生活への悪影響を赤裸々に証言し、不当性を裁判官に訴えました。

一〇時から始まった口頭弁論には、全国から傍聴行動として仲間が参加し、約九〇名入る傍聴席が一杯となりました。証人尋問の一〇名のうち四名が国交労組から立ち、それぞれが賃下げ法によって、ローンの支払い計画が狂わされたことや、子供の進学先を変更せざるを得ない状況に追い込まれるなど、自分たちの生活が如何に悪影響を被ったかを三名の裁判官に訴えました。

最後に建設部門、そして中部地区を代表して中技分会の杉山さんが証人として賃下げにより生じた生活への悪影響を、弁護団からの質疑形式で証言しました。そして最後に「震災復興のためと言うが、最初から公務員の賃金を下げることだけ考えていて、後付けの理由として震災復興を口実にしている。後出しジャンケンのようなやり方は許せない。憲法や労働基本権を無視し、生きるための権利を踏みにじるようなやり方は法治国家として断固反対だ。」と力強く発言し締めくくりました。

早朝宣伝に参加する国交の仲間

第一一回口頭弁論は五月八日開催

これまで原告側が強く要求してきた片山元総務大臣の証人尋問申請が却下されましたが、前回の口頭弁論で被告側の平山人事・恩給局次長（当時）が証言した「人事院や内閣法制局へ意見照会をかけた資料」の提出を改めて求めました。また平山証人は「組合と内々に協議した」と証言しましたが、国公労連とは協議した事実（片山大臣との新年の挨拶の中で少し話題が出た程度）はなく、連合側とだけ協議していたとすれば、使用者・政府の中立保持義務に違反するもので、事実確認を迫りました。

この意見に裁判官も理解を示し、三月七日を目途に国側から証拠書類を提出し、次回の口頭弁論を五月八日（木）に実施することを決定し閉廷しました。

夏ごろ結審 秋には判決か

裁判後に行われた報告集会で、宮垣国公労連委員長から「皆さんが各職場で、人件費抑制政策や定員削減政策の中で、国民全体の奉仕者として公務員の責任を背負い従事しているのに、なぜ人勧（ルール）に寄らずに賃金が下げられるのか、その憤りが裁判長に伝わった。全国で頑張っている公務労働者のためにも、民間で働く労働者のためにも何としてでも勝っていきたいと思う。裁判は登山でいうと八合目まで来た。ここからが正念場だ。」と挨拶がありました。

続いて加藤弁護士から口頭弁論の総括と国への追及方針と合わせ、今後の予定として、夏休み前に結審し、秋頃に判決との見通しが示されました。

入廷する原告団のみなさん